

令和6年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和6年9月27日（金曜日）

議事日程第5号

令和6年9月27日（金曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 陳情第6号、発議第6号及び同第7号
- 日程第4 議案第71号及び同第77号から同第80号まで
- 日程第5 議案第72号、同第73号、同第75号及び同第76号
- 日程第6 議案第74号
- 日程第7 議案第60号から同第70号まで
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 陳情第6号、発議第6号及び同第7号
- 日程第4 議案第71号及び同第77号から同第80号まで
- 日程第5 議案第72号、同第73号、同第75号及び同第76号
- 日程第6 議案第74号
- 日程第7 議案第60号から同第70号まで
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山人	美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君

7番	田原洋子君	8番	渡辺栄一君
9番	加藤康太郎君	10番	東野恭行君
11番	保坂悟君	12番	田中立一君
13番	和泉克彦君	14番	宮島宏君
15番	中村実君	16番	近藤新二君
17番	古畑浩一君	18番	田原実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	井川賢一君
総務部長	大嶋利幸君	市民部長	渡辺忍君
産業部長	五十嵐博文君	総務課長	嶋田猛君
企画定住課長	中村淳一君	財政課長	猪又悦朗君
能生事務所長	高野一夫君	青海事務所長	仲谷充史君
市民課長	川合三喜八君	環境生活課長	木島美和子君
福祉事務所長	山岸千奈美君	健康増進課長	林壮一君
商工観光課長	大西学君	農林水産課長	星野剛正君
建設課長	長崎英昭君	都市政策課長	内山俊洋君
会計管理者	山田康弘君	ガス水道局長	山口和美君
会計課長兼務	竹田健一君	教育長	鶴本修一君
消防長	山本喜八郎君	教育委員会こども課長	室橋淳次君
教育次長	小川豊雄君	教育委員会生涯学習課長	磯貝恭子君
教育委員会こども教育課参事	嵐口守君	中央公民館長兼務	市民図書館長兼務
教育委員会文化振興課長		監査委員事務局長	陶山智君
歴史民俗資料館長兼務			
長者ヶ原考古館長兼務			
市民会館長兼務			

〈事務局出席職員〉

局長	磯貝直君	次長	伊藤伸一君
係長	水島誠仁君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、加藤康太郎議員、17番、古畑浩一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。

去る9月5日、11日、26日、そして今日、27日に議会運営委員会が開催されました。その経過と結果について、ご報告いたします。

まず、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議員発議につきましては、総務文教常任委員会に付託となっておりました陳情第6号が採択されたことから、発議第6号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、国宛て及び発議第7号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、県宛てが、所定の手続を経て、提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略して、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議員派遣につきましては、他市町村議会との連絡協議会として、大町市との連絡協議会は10月17日、木曜日で大町市、朝日町との連絡協議会は11月8日、金曜日に朝日町で、小谷村、白馬村との連絡協議会は11月14日、木曜日に小谷村で、また、研修会として、上越三市の研修会は11月15日、金曜日に糸魚川市で、市議会議員研修会は11月29日、金曜日に糸魚川市での開催となります。この議員派遣につきましては、本日の日程事項として、議員発議で進めることで、委員会の一致を見ております。

次に、議会運営については、9月5日以降、議会運営委員会では、3項目のハラスメント防止対策について4回にわたって協議されております。

1 項目めは、ハラスメント防止行動指針及び糸魚川市議会ハラスメント防止条例運用規定についての意見書についてであります。

2 件目は、ハラスメントについてのアンケートについてであります。

3 件目は、ハラスメントと思われる事象について経緯と責任を調査し明確化を求める申入書に係る対応状況です。

1 件目のハラスメント防止行動指針及び糸魚川市議会ハラスメント防止条例運用規定についての意見書については、委員からは、ハラスメントのレベルをピラミッドで図解したものは分かりやすいので行動指針に掲載したほうがよい。ハラスメント案件が発生したときに、市議会が、その内容と状況などを総合的に判断して認定することになるので、一律に判断基準を設けるは難しいのではないかと。ハラスメントのレベルに応じた運用規定は分かりやすい。糸魚川市議会議員によるハラスメントを根絶しましょうという文言は、市議会議員がいつもハラスメントをやっているような印象を受ける。基本的によいと思うが、糸魚川市議会基本条例との整合性を持たせながら進めたほうがよい。条例とかぶっている部分があるので整理が必要。罰則についての説明があったほうがよいという意見がありました。

協議を続けてまいりましたが、昨日の議会運営委員会において意見の一致を見ることができず、継続調査となっております。

2 件目のハラスメントアンケートについては、自由記述欄に書かれた個人名の取扱いについての協議が必要である。個人名が書かれたアンケートの集計作業をどのようにするか協議すべき。一度会派に持ち帰って、休会日の11日に議会運営委員会を開催して、再度協議したらどうか。自由記述欄に書かれた個人名は議長と副議長だけが把握し、氏名を書かれた議員に対する指導は議長と副議長からしてもらったほうがよい。今回のアンケートはハラスメント防止条例が制定された後に行われるものなので、前回のアンケートとは意味が異なり、重たいものである。基本的につくられたハラスメント防止条例にのっとってどう対応するか、これが一番大事なんではないか。アンケートを職員、あるいは議員間から取り、その結果をまとめて改善していくというのは非常にいいことである。アンケートをずっと継続してやっていけば、改善されていくと思う。民間企業と同様に、アンケートは継続してやっていくことが必要。このような意見がございました。

9月5日以降の議会運営委員会において、いろいろ議論を重ねてまいりましたが、昨日の議会運営委員会において意見の一致を見ることができず、継続調査となっております。

3 番目のハラスメントと思われる事象について経緯と責任を調査し明確化を求める申入書に係る対応状況については、昨日、26日の議会運営委員会において調査チームの調査の結果が、新保チームリーダーより報告されております。

伊藤議員の市長選立候補の表明後に、清新クラブ3名、宮島、松尾、和泉が、伊藤議員に進言した内容、すなわち伊藤市議に市長選立候補の撤回を勧め、さらに市議としての素養を高めることに専念することを勧める。

B、市長選立候補を撤回できなければ、種々の混乱を避けるために以下の進言をする。

1、清新クラブからの早期の自主的な離脱。2、自民党からの離党、あるいは自民党員としての活動に参加しないこと。3、一六山会への出席を見合わせる事。

C、市長選立候補の撤回がない場合は、7月5日のデンカ株式会社青海工場の視察に伊藤市議が

参加する場合、清新クラブの市議は参加しないというのが、清新クラブから伊藤議員に示された進言です。

この進言された内容は、調査チームは、進言としながらも内容としてはその域を超えていると判断し、糸魚川市議会ハラスメント防止条例第2条第1項に規定する「個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為」であり、ハラスメントそのものと捉えることができるというふうに結論いたしました。

また、他の聞き取り調査では、清新クラブ以外の議員にはハラスメントがあったとは言えないという結論でした。

本日、議会運営委員会が開かれておりまして、調査チームが得た情報等を今後は、東野副委員長、それから横山副議長に引き継ぎ、ハラスメント防止条例の第5条第4項に従って指導、ハラスメントの当事者ですね、清新クラブに対して指導、助言、注意を今後行っていくこととなりました。

なお、現在使用している調査チーム、あるいはチームリーダーという名称が、いかがなものかというご意見がありまして、それから、議長と副議長が調査に関われない場合の議長職務の代行者を、現在はハラスメント防止条例の第8条で「年長の議員」としておりますが、年長ではなくて、「最多数で年長の議員」に見直したらどうかと、こういうご意見が、委員外の古畑議員や議会運営委員会の委員から出ております。

昨日の段階では、まだ調査結果が、調査の途中であるということで、その名称等の見直しは見送られましたが、現在の案件が決着した後、こういった見直しの検討がされていくこととなります。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時11分 休憩〉

〈午前10時11分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○14番（宮島 宏君）

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

今回の調査につきましてはね、ハラスメントと思われる事象について調査等を求めるという申入れ書を提出いたしました。それに基づいて、いろいろ調査をしていただいたということ。一つ問題なのはね、この私に対する調査結果みたいなものの報告が全然なくて、いきなり本会議での報告になってるね。これはおかしい。あのね、やっぱり協議の結果こうなりましたって当事者に伝える。この場合の当事者は、もちろん申出の私であったりね、ハラスメントの事象であると言われた伊藤議員とか、まずそこにさ、報告するのが筋でしょう。通常、どこのいじめ防止だとかハラスメントの企業におけるいろんな防止だって、申し立てた人にさ、みんな、何だろう、その他大勢とかと一緒にこうしてやるんじゃないかって、そこはちゃんとやってほしいと思うね。そこの配慮がやっぱり足りないと思いますよ。

それから、出馬するならクラブを辞めろとか、自民党を辞めろとか、集団研修への出席を見合わせろとか、そういう話がありました。これ立派なハラスメントを通り越して、いわゆる政治的弾圧ですよ。思想信教の自由とかっていうものは、憲法で保障されたものですよ。それに対して、やっぱりクラブ、クラブ長、しかもそのクラブ長はさ、松尾議長、それから宮島議会運営委員会の委員長、和泉議会運営委員会委員と。これさあ、議会の中枢でしょう。柱と言ってもいいですね。そっからそういうことを言われるって、相当な精神的ダメージあったと思いますよ。

それから、一六山会への出席停止を求めるって、一六山会って何ですか。最初に第1回目の質問としてちょっと聞かせてください。一六山会って何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員にですね、この本会議の私の委員長報告の前にお伝えしたほうがいいんじゃないかと。これは、本日の議会運営委員会でも委員から出てきたことでした。私も二度ほど古畑議員に電話させていただいて、古畑議員がこの議場に入る前にですね、今日、私が報告したような内容を、古畑議員に直接お話ししたいとこでしたが、ちょっと時間的な関係で、さっき立ち話を少しいたしましたけども、そういった形になってしまいました。本当はもう少し時間的にうまくやってですね、時間を取りたかったんですけども、何しろ今日9時から9時半ぐらいにかけて議会運営委員会をや

って、その後、このレポートをまとめてましたので、そういった時間が十分取れなくて、大変申し訳なかったと思います。

それから、これは議会運営委員会では話されてないことですが、一六山会というものが何なのか。これは、議会運営委員会では特に説明はされておられません。

ただ、申し上げますと、米田市長の後援会。

〔「はっきり言ってください」と呼ぶ者あり〕

○14番（宮島 宏君）

米田 徹市長の政治的な後援会というふうに私は認識しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

このハラスメント防止条例についてはね、これ検討を始めたときから、それから条例を策定するそのときに、このハラスメント防止条例には運用規定がない。懲罰規定がない。だから、仏作って魂入れずと一緒にですよということを何回も言ってきましたよね。

しかし委員長、あなた、私の忠告、全部無視しましたね。だったら、調査委員会についてはこういうふうに、ハラスメント防止のための、ひとつ懲罰委員会につきましては、私の案ではレベル1からレベル4までつくって、それぞれの罰則規定も明確にしてから調査に入ったほうが、調査委員会はね、調査チームって名前は軽いからやめろって何回も言ってるんですけど、それも全然聞かれてないからね。委員長の決定に従うと、調査チームと調査チームリーダーですか、何とも、そのさ、議会の権威というものがあって、それにふさわしい名称をつけてくださいね。その調査チームについては、結局、何やっていいか分かりませんね。ハラスメントがあったか、ないかだけの報告になってきます。

今回の調査チームの報告ではね、ハラスメントがあったと認定するということで終わってます。でも、その後について全く、このチームについてはね、報告の中にも何にもない。ハラスメントがどの程度であったかも分からない。

しかし、その時点を全然明確にしないで、今度はさ、横山副議長と東野副委員長に、何ですか、今後注意だとか指導を仰ぐとかなんとか、この2人同じクラブであってさ、皆さんと同一の、さっきの一六山会じゃないけど市長擁護の派閥じゃないですか。そんなお手盛りの、何だろうな、お手盛りの中のね、同じようなメンバーで、注意や指導したって何か意味あるんですか。その指導の仕方、注意の仕方、また本件に対する決着のつけ方、実に不本意ですね。これはやっぱりおかしいと思いますよ。これが1点。

それから、ハラスメント防止条例ね。新潟県では、いち早くつくりましたよね。だけどもさあ、それつくって陣頭指揮執ったのはさ、議会運営委員会の委員長の宮島さん、あなたでしょう。そのあなたがさ、第1号とも言えるハラスメントの対象者になってどうするんですか。これは、注意だの何だので済まない。もうしっかりと責任取ってもらいたい。場合によっては、議会運営委員会委員長を辞任するように要求いたします。

それから、松尾議長におかれましては、これまでもハラスメントの議論を何回も交わしてきまし

た。事象についても過去2回も3回もありましたよね。そのときの保坂副議長をはじめ、ほかの議員の判断は、今回は大目に見ましょと、議長、気をつけてください。その代わり、もう一回やったら後はありませんよってことじゃなかったですか。イエローカードは、過去何枚も出てる。今、ついにレッドカードですよ。松尾議長につきましても、ここは責任を取って、潔く役職を辞すべきだと思いますが、この件についてどう思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

ハラスメント防止条例の中のですね、例えば罰則規定とか判断の運用規定、それが無いというようにご指摘については、これまでも議会運営委員会の中で何回か議論されておりますので、お答えできます。

まず、罰則、古畑議員は懲罰という言い方をしてますけども、多分、古畑議員の中の懲罰というのは、地方自治法における懲罰という意味ではないというふうに解釈して、以降、お話しします。

ハラスメントの防止条例の中には、当事者に対して、指導、助言、注意という項目がございます。これは、ハラスメントを行った者に対する、ある意味ペナルティーだと私たちは考えております。ですから、決して古畑議員の言う懲罰的な要項がないわけではないというふうに私は思っております。

それから、ハラスメントの判断基準ですね、古畑議員が提示されたピラミッド型のやつ、あれも法律事務所のホームページから引用されたものだと私はお聞きしてますけども、見るとですね、レベル1から4まで、その基準というのは、なかなかケース・バイ・ケースで、その都度、判断すべきものですよね。ですから、今回、古畑議員の意見書に基づいて、行動指針には、その判断基準を載せております。今後、議会運営委員会の中からハラスメント防止条例の中身の修正ですね、そういったものの議論が深まってくれば、古畑議員がこれまでおっしゃってきたようなものが反映される可能性はあるんじゃないかというふうに私は思ってます。例えば調査チームの名称、それからチームリーダーという名称が、違和感があるというようなお話でしたよね。それは、議会運営委員会の委員からも、昨日の段階で出ておりました。また、昨日の段階では、いわゆるチームリーダーの新保委員から、まだ調査中なので、昨日の段階での名称の変更はちょっと勘弁してほしいと、そういったことで見送られました。

冒頭の私の説明でも申し上げましたが、本案件が一定の決着をつけた後、それは見直しの論議がされるものと思います。

それから、東野副委員長、それから横山副議長が、調査チームから引き継いで今後のことを行うということですが、これは、会派云々というのは特に委員からは指摘はございません。同じ会派の人間が、指導、助言、注意に当たっていいのか、そういった議論はございませんでした。

ただ、調査チームを行ったより詳しいデータ・情報は、今申し上げた東野副委員長、それから横山委員に十分引き継がれていくものだと思っております。

以上です。

古畑議員からご質問があった責任論については、今日までの議会運営委員会では、特に意見はご

ざいませぬ。ですから、この場では特に申し上げられませぬ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

注意、指導、処分ですよ、注意処分。だけども、よく考えてくださいよ。例えば市長に対して副市長、課長に対して補佐が、注意、指導をやるのと一緒じゃないですか。役職上、上位の者に対して役職上、下位の者が、どうやって指導や注意できるんですか。今後、気をつけてくださいね。はい、分かりました。すいませんでしたねで終わるつもりですか。そんな軽くないでしょう。ましてやさあ、2人とも議会を代表する立場の人間でしょう。そういうハラスメントをやめましようと言い出しっぺでしょう。新聞にもでっかく、糸魚川ハラスメント条例、新潟県初、大々的に取り上げられて。

ただ、あのね、私、結果論で言ってるんじゃないんですよ。この条例をつくるに当たっては、運用規定や罰則規定みたいなものを、また政治倫理規則だとか、また議員基本条例とかって上位の条例もあるんで、それらとの整合性をちゃんと図ってくださいって何回も言ってるよね。人の言うこと聞かないというか何ていうか、これは私の考えというよりも議会運営委員会の前委員長として、今まで議会のやってきた中での、そういうルールですよって、ルールについて教えてるんですよ。教えてるというか、進言してるんですよ。それを一切決めないで、見切り発車やった結果が、今じゃないですか。その決着は、注意処分ですか。

あなたたちのやったことは、政治的弾圧と取られるんですよ。それに何かおたくのクラブはさ、別に自民党のクラブじゃないじゃないですか。和泉議員さんなんて自民党のメンバーじゃないでしょう。そういう意味では自由な気風のクラブだったんじゃないですか。市長選に出ようが出来まいが、それを理由に辞めろって言えるほどの規約もないじゃないですか。なお、市長選に出ると決定した場合は速やかにクラブを抜けることなんて書いてないよ。だから、どれだけ自己本位で、市長に対して付度をして、我々は市長派であるんで、その市長に刃向かう者は辞めてください、一緒に行動もできませんと、そう言ってるのと同じじゃないですか。

あのね、私が言ってるのは、伊藤議員の肩を持つというんじゃない。これから続いていくであろうハラスメント防止条例の中身について、そういうことでいいのかって言ってるんですよ。一言で言ってみてもない。お手盛りのさ、何だろう、事なかれ主義の決着はやめたほうがいい。そういうことを言うとね、横山副議長とか東野委員長とか、私たちは不服なんですかと行ってこられると思うけど、はたから、周りからはそう見られるよ。どんだけ注意したとしても警告したとしても、結局、注意処分で終わりじゃないですか。それで、今回のハラスメント防止条例の意義っていうものがさ、通るんですか。守られるんですか。それが一つの事例になります。前例になってきます。今後やろうとするハラスメントのいろんなアンケートにしたって、今度は自由記述欄で、議員は、あの議員はじゃなくて、どの議員というのは明確にして出してもらおうと。自由記述欄は、匿名じゃ調査できませんよ。政治的に、何だろう私たちはさ、いろんな目にさらされてます。応援してくれる人もいれば、とても、あの議員は邪魔だと思われる方もいる。そういうことから対する嫌がらせの手紙だとか文書だとかってのは、いっぱい来ます。このアンケートも同様で、あの議員を陥れ

たいと思ったら、名前だけ書いて、何々議員はって、で匿名にすればいいんです。

でだ、それは来るたんびにどうやって調査するんですか。それが例えば実名で投稿されたとして、今度は、それに対する調査チームを立ち上げなくちゃいけない。しかもそのアンケートを見るのは、議長と副議長だけですか。

議長、今回は、当事者、議長、あなたになってますよね。じゃあ私たちは、それを信用できるんですか。書いてあること、書いてないこと、議長、副議長だけがその秘密を知る。何回も言いますが、議員というものは、議員同士というのは対等なんですよ。ある程度ちゃんとした中立性のある第三者の方に見てもらわない限り、私だって従えませんよ。ほかの議員だってそう。匿名だけど古畑君に何かパワハラ受けたという文書が来てるとか、そういうアンケートがあった。直しなさいといったって、いつ、どこで、誰が、どうやって、どういうハラスメントをしたんですかってなっていくと。だから、アンケートを取って、匿名というのは、それだけ怖いってことだ。匿名の記事に対して真摯に立ち向かおうとすると、余計に大変だってことだ。その匿名の記事、誰が書いたってそこから話を進めていかななくちゃいけないんですよ。全体のハラスメント防止条例の内容、運用規定や懲罰動議、懲罰に関わる問題、それから出てきた名前に対してどういうふう調査していくかという方針も全く固まらないうちに、また、アンケートやってしまうのも問題だと。また、匿名にして数字だけ取るやり方なら、前回と全く変わらないんじゃないですか。同じような、いたずらにですよ、同じようなアンケートをやって困らせるよりね、ハラスメント条例の今までやってきました。その効果についてはありますか。前回取ったアンケート以降、パワハラと感じられたことはありますかやればいいじゃない。すると、パワーハラスメント防止条例の成果が、ある程度の数字になって出てきますよ。ハラスメント条例も、できてから間もないんだから、その効果がもしもこの短期間の中で出たとしたら、すごいじゃないですか。

とにかく全体としては、もう少し慎重審議やってほしいし、言ってみれば軽いですよ。会議の進め方も、手探り目探りというのは何となく分かりますが、全体としてはちゃんとしてから、この条例というものは通してほしかった、もう今となっては遅いかもしれませんけどね。だから、私は単なる意見だけじゃなくて申入れ書も意見書も何枚もそっちに出してるでしょ、こういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさいって、こっちのほうにしたほうがいいですよって。しかも個人的な考え方じゃなくて、一般的にこうなんですよって。つくるに当たっては、必ずこういうふう、上位の条例等と整合性を取らなければ駄目ですよ。

今回だってそう、ランクづけして、委員長案だとね、ゼロ、1については、議会運営委員会の中で、今いう注意処分みたいのをやればいいだろう。その代わり2、3、犯罪もしくは完全にハラスメントと思われる事例、民事法に影響があるものについては、議員の倫理審査会の中でね、政治倫理審査会等につけなさいよって意見書もちゃんと出してあるでしょ。だから、それに基づいてきっちりやるのが議会ですよ。そういうことも真剣に考えてやってほしいと思う。

とにかく、今回の注意処分には全く納得できませんけど、それについてはどう思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

お答えいたします。

ハラスメント防止条例を制定する際、今年の3月ですけれども、古畑議員もご賛成いただき、全員の議員のご賛成をいただいて、成立いたしました。そのハラスメント防止条例を検討していく過程で、議会運営委員会の委員からも政治倫理規則との整合性は取らなければならないと。これは議会運営委員会の中でも一致していると思います。

今後、政治倫理規則の内容の見直し、場合によっては規則を条例に名前を変えて、今あるハラスメント防止条例との整合性をより高める。そういったことが今年度中に予定をされております。時間的にかなりタイトですけれども、議員の緊急時の行動指針とともに、何とか来年の3月までにその制定に向けて進めたいというふうに議会運営委員会のほうでは考えているところでございます。

アンケートについてご指摘ございましたけれども、アンケートは、今回のものは前回と同様に匿名のアンケートです。誰が書いたかというのは分からないようになっている。今回大きく違うのは、一つは、ハラスメント防止条例の制定後、市議会議員のハラスメントについて状況が変わったかどうか、それを問う項目があります。ですから、3月にハラスメント防止条例ができてから、我々議員のハラスメントの内容が変わったのか。そういったことを問う欄もあります。

それから、自由記述欄が今回は設けるように検討されておりますけれども、自由記述欄にはいろいろな個人名が書かれる可能性があります。これも検討中の案件ですけれども、議会運営委員会の委員全員が、個人名を目にするのが、いかがなものかと。公務員の守秘義務というのがございますけれども、非常にデリケートな部分なので、一部の議員だけが目を通して扱うようなほうがいいんじゃないかと、そういったことを検討中ですが、冒頭述べましたように、この案件は、継続調査になっております。ですから現段階では、途中経過でしか申し上げることができません。

以上です。

それから、古畑議員から何回か意見書とか、申入れ書、そういうのを頂いておまして、それは、議会運営委員会の委員長宛てに送られてきておりますので、それは非常に重要な、大先輩からのご助言・ご提言というふうに捉えてまして、是々非々でやらせていただいているところであります。今後もお気づきの点があれば、ぜひ議会運営委員会の委員長宛てにご提言いただければと思います。

以上です。

○17番（古畑浩一君）

3回になりましたので終わります。全然納得できません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

これより、ただいまの委員長報告に対する採決に入ります。
暫時休憩いたします。

〈午前10時37分 休憩〉

〈午前10時37分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは起立採決により行います。

ただいまの委員長報告に対する件につきまして、了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2. 所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、9月17日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、普通交付税の算定結果について及び財政健全化判断比率についてであります。

まず、普通交付税の算定結果についてであります。委員より、一番の心配事は医療であるが、地域医療を守るといったことに対応するお金はプールできているのか。また、今後、それをどのように出していくのか。市民の皆さんが一番関心あることだと思いが、財源的なものが行き当たりばったりだと医療の確保もできないということにならないかとの質疑に対し、担当より、関係市町村で総務省へ要望を行っているところである。県を含め、その対応を見極めながら、引き続き財源確保に取り組んでいく。行政改革やふるさと納税など、そういった部分の業務にも日頃から努めてい

きたいと答弁がありました。

次に、財政健全化判断比率についてであります。委員より、これから先、市内の医療機関への対応もあるので、財政調整基金を地道に積み立てていく必要があるように思うが、市はどのように捉えているかとの質疑に対し、担当より、財政調整基金が多いほど柔軟な対応が可能だが、貯蓄額が高ければよいというわけではなく、経済を回していかなくてはいけない場面もある。国や県の支援の中で、目的がかなうものがあれば、それに合わせて、その時々課題を解決していきたい。また、政策的にそういうものがない場合は、財政調整基金を入れながら計画的に利用していきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見がありました。報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、9月12日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、ガス上下水道事業の官民連携についてであります。

担当課より、ガス上下水道事業の事業方式の選定については、官民連携あり方検討委員会の提言を尊重し、新たに官民共同出資会社を設立し、同社にガス事業は事業譲渡、上下水道事業は維持管理・更新一体型の包括委託とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていき、課題となっている技術者の確保、長期的な収益の減少、管路・施設の維持管理等について対応していきたいと考えている。今回、選定した事業方式による、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の実施に向けた、基本的な考え方や方針を定めることを目的として、基本方針案を策定した。事業者の選定方法については、外部有識者等で構成する事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザ

ル方式により行う予定である。事業者選定に当たっての基本的な要件は、安全対策・安定運営の確保、地域に根差した事業運営、ガス上下水道事業の一体運営、ガス料金水準の維持、官民共同出資会社の設立、市職員の派遣の6点で、基本的には、官民連携あり方検討委員会の提言と同様の内容となっている。今後のスケジュールとしては、今年度、募集要項等を検討し、実施方針を公表する予定であり、公表した実施方針を基に民間事業者への意見聴取も予定している。令和7年度には、事業者選定委員会を設置し、時期は検討中であるが、できるだけ早い時期に事業者の募集を開始して、優先交渉権者を決定したいと考えている。優先交渉権者が決定次第、協議の上、事業者を決定し、令和8年度の1年間をかけて引継ぎを行い、令和9年度4月にガス事業を譲渡、上下水道事業の包括委託を開始したいと考えていると説明がありました。

委員より、なぜガスが事業譲渡で水道関係が包括委託なのか、全部を包括委託にしない理由は何かとの質疑に、担当より、ガス事業を事業譲渡とした理由の一番は、人の問題である。ガス主任技術者は、国家資格であり、難易度も高い。職員も受験等しているが、取得は厳しいという現状がある。上下水道に関しては譲渡という選択肢はないが、ガス事業については民間に任せるという選択肢があるため、民間に任せるのが一番最良であろうという理由で、この方式を選定したと答弁がありました。

委員より、包括連携となると、ある程度、規模が大きい企業がやっていくことになると思うが、市内には幾つかの管工事をされている会社がある。地元業者の工事そのものが少なくなってしまう心配はないかとの質疑に、担当より、市も同じことを思っている。基本的には地元の業者に引き続き担っていただきたいと思っている。特に維持管理や災害等を考えた場合に、やはり地元の業者がいるというのが一番だと思っている。大手企業へのヒアリングの中でも、地元業者の活用というのは、必須であるという話もいただいている。少なくとも管路工事については、災害対応等も含めて一番重要な部分だと思っており、そういった部分についても民間といろいろ意見交換をしていくながら進めていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、官民連携については、市民の方からも身近なライフラインであり、今後どうなるんだろうと注目されている。ガス事業が譲渡されたらどうなるのか、上下水道がどう変わるのかということが、分かりにくいと感じる。市民の方にももっと分かりやすく周知していくことも大事だと思うが、その点についてはいかがかとの質疑に、担当より、生活の基本を担っているライフラインなので、今回表明した市の方針に基づき進めていく上で、今後、具体的にどの事業を委託に出すかどうか、ガス事業の譲渡については、どういった形で進んでいくのかという内容をこれから徐々に詰めていく中で、時期を見ながら広報等での周知を行っていききたい。また、市内業者の方々へもしっかり説明していきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中 立一 市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中 立一 君登壇〕

○12番（田中 立一 君）

市民厚生常任委員会では、9月13日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、第3次健康いといがわ21（案）についてであります。

担当課より、第3次計画の期間は、指針である国の健康日本21計画と併せ、令和7年度から令和18年度までの12年間としている。策定スケジュールは、庁内の健康づくりに関連する担当課職員で構成される庁内委員会、医師会、市内事業所等健康づくり団体の代表者で構成される健康づくり推進協議会で審議いただいた計画案を本日、説明し、今後、パブリックコメント、再審議を経て、令和7年3月の策定を計画している。策定後は、広く周知できるよう概要版の全戸配布を計画している。計画案は、市民一人一人の健康寿命の延伸を目指し、全ての市民が主体的に健康づくりに取り組むための計画であり、特徴としては、健康寿命の延伸には自ら健康づくりに積極的に取り組む人だけでなく、健康に関心の薄い人を含む幅広い層に対してのアプローチを行うことが重要と考え、健康に望ましい行動を取りやすくするような環境づくりの取組を上げている。これは、指針である国の健康日本21により、新たな取組として上げられているものであり、当市でも同様に取組んでいく。また、歯科保健計画と食育推進計画も包括した計画とし、一体的に実施することで総合的な健康づくりの指針としている。計画の位置づけは、国の健康日本21計画の地方計画として策定するものであり、糸魚川市総合計画を上位計画とし、当市の関連計画との整合性を図り、策定したとして計画案の説明の後、質疑を行いました。

委員より、肥満及びフレイル状態の高齢者の増加についての質疑があり、県内で比較すると、糸魚川市の肥満は多い状況で、これは三交代のある職種はやはり食生活が乱れてしまい、運輸業においては、どうしても活動量が少ないので肥満が多いなど、働き方、糸魚川市の事業所の特徴などもあり、その事業所に向けた取組を重点的に考えていきたい。フレイルについては、高齢者の体重が痩せてきている方、標準体重よりも少ない方が増えてきているのでフレイルの増加が懸念されるということであり、痩せていても活動的に過ごしていればフレイルではないが、中には、食事が減ってきて、今後も減り続けて体力が落ちてしまう危険がある方が増えないようにという取組をしていきたいという答弁がありました。

子供たちのネット利用による就寝時間等への影響についての質疑では、塾や習い事が理由という

こともあると思うが、ネットやゲームにのめり込んで就寝時間が遅くなることも多いかと思っており、検討のところに入れていきたいという答弁でした。

また、委員からの地域はつらつ健康都市宣言については、宣言塔もあり、織り込むとともに、ケンコウの文字、このケンコウの「コウ」は、幸せという文字の「健幸」であります。この文字も検討していきたいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。

〈午前10時53分 休憩〉

〈午前11時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第3．陳情第6号、発議第6号及び同第7号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、陳情第6号、発議第6号及び同第7号を一括議題といたします。

本案については、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第6号及び同第7号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会で当委員会に付託となりました関係部分については、9月17日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、陳情第6号、私学助成に関する要望は、採択であります。

審査の過程におきましては、委員から、陳情書を提出した私立高校には、当市からも50名を超える生徒が進学している状況や、今後、多様な学びに合わせ、多様な選択肢が必要とされている中で、世帯収入で切られている部分がまだ改善されていないことを考えると、願意妥当であるなどの意見があり、特に異議なく、採択となっております。

陳情第6号は、国及び県に対し、意見書の提出を願意としていることから、発議第6号及び発議第7号を提出します。

これより、発議文を読み、提案理由といたします。

発議第6号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

本日、全国で約3割の高校生が私立高校で学んでいます。私立高校は、公立高校と同様に公教育として重要な役割を担い、建学の精神に基づき特色ある教育を実践し、学業はもとよりスポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和2年度から、私立高校に対する高校の就学支援金制度が拡充され、授業料実質無料化が始まりました。これにより、私立高校の保護者の授業料負担も大きく軽減されました。しかし、私立高校において大きな役割を占める世帯収入590万円以上の保護者には、入学金、施設整備費を含めた初年度納入金が全国平均で約66万円が残ったままです。公立高校では、世帯収入910万円未満の保護者の授業料無料化が実現していることから、私立高校においても同じ基準の制度で授業料無償化を図る必要があります。

また、私立高校に対する公費は現在も公立高校の2分の1以下にとどまっています。

憲法及び教育基本法は、教育の機会均等と私立学校教育の振興をうたっています。

政府並びに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解いただき、就学支援金制度と私学助成の拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

続きまして、発議第7号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書であります。

新潟県におかれましては、日頃から私学の振興と発展にご理解とご支援賜り、深謝申し上げます。

私立高校は、公立高校と同様に公教育として重要な役割を担い、建学の精神に基づき、特色ある教育を実践し、学業はもとよりスポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和2年度から私立高校に対する国の就学支援金制度が拡充され、授業料実質無料化が始まりました。これにより、私立高校の保護者の授業料負担も大きく軽減されました。また、今年度から新潟県で独自に私立高等学校等学費軽減助成事業（子育て応援分）を実施していただき、さらに保護

者負担が軽減されました。感謝申し上げます。

しかし、私立高校において大きな役割を占める世帯収入590万円以上の保護者には、入学金、施設整備等を含めた初年度納入金が新潟県平均で約49万円が残ったままです。公立高校では、世帯収入910万円未満の保護者の授業料無償化が実現していることから、私立高校においても同じ基準の制度で授業料無償化を図る必要があります。

国の就学支援金制度がまだ十分ではないことから、新潟県におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分にご理解いただき、学費軽減制度と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は新潟県知事です。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第6号及び同7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号及び同第7号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議事の都合により、発議第6号及び同第7号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第6号、私立高校の公費（私学助成）の増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第7号、私立高校の公費の増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第6号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第4．議案第71号及び同第77号から同第80号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第71号及び同第77号から同第80号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、9月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第71号、財産の取得について（除雪ドーザ（11トン級マルチプラウ付）2台）では、担当課より、今回取得する除雪ドーザは、糸魚川地域にある平成4年式と平成7年式の除雪ドーザを更新するものである。入札は制限付一般競争入札で実施し、参加申込みは3者、予定価格は5,830万円、契約金額は3,938万円、落札率は67.5%で、契約の相手方は糸魚川重機工業株式会社、納期は令和7年3月31日となっていると説明がありました。

委員より、落札率について、今までも大体このような数字であったかとの質疑に、担当より、落札率の実績としては、過去にキャタピラーのロータリー除雪車を購入した際は、参加申込みは4者で、落札率は81.6%、また、コマツの除雪ドーザも3台購入しているが、1台目は参加申込みは1者で、落札率は77.7%、2台目は参加申込みは1者で、落札率は79.2%、3台目は参加申込みは1者で、落札率が79.5%であったと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

次に、議案第77号、令和6年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）、議案第78号、令和6年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第79号、令和6年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第80号、令和6年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）では、担当課より、議案第77号から同第80号については、内容が関連することから一括

説明があり、ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の官民連携の方針を経営戦略に反映するため、当初、令和6年度の単年度で策定を予定していた経営戦略について、官民連携の協議の進捗状況により策定作業の期間を延長して2か年事業として行うため、令和6年度から令和7年度までの継続費を設定するものである。また、経営戦略改定にかかる業務委託については、4事業一括で発注をする予定であり、その費用の4分の1をそれぞれの会計に計上しているものであると説明があり、若干の質疑はありましたが、特段、報告することはありません。

以上で、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第77号、令和6年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号、令和6年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、令和6年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号、令和6年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第72号、同第73号、同第75号及び同第76号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第72号、同第73号、同第75号及び同第76号を一括議題といたします。

本案については、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、9月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第72号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、令和6年8月に国民健康保険法が改正されたことにより、届出等に関する罰則の対象に係る規定の改正を行うものであり、被保険者証等の返還に応じなかった場合の罰則について、保険証の廃止に伴い返還を求めることができなくなることから条文を削除するという説明に、委員より、社会保障・税番号制度システム整備費の関係は賛成できない意見が出され、起立採決により、原案のとおり可決しました。質疑は、ありませんでした。

次に、議案第73号、契約の締結について（し尿処理施設整備工事）では、担当課より、工事名は、し尿処理施設整備工事であり、入札方法は、制限付一般競争入札で、8月20日に仮契約をしている。入札参加条件は、糸魚川市建設工事入札参加資格者のうち、指定された条件、具体的には、入札参加資格名簿の清掃施設工事に登載され、過去10年間に、し尿処理施設または汚泥再生処理センターの新設工事及び基幹改良工事の履行実績がある者としたところ、入札参加者数は1者であった。予定価格は、昨年度、実施した発注仕様書作成の際、参加条件を満たす者から見積設計図書

を徴収し調査した上で、3億8,966万4,000円とした。結果、落札者は、クボタ環境エンジニアリング株式会社、落札額は3億7,840万円で、落札率は97.1%となった。工事概要は、機械設備工事は、ポンプ1基の更新、電気・計装設備工事は受変電設備の更新等を行う。工期は、議決を得た日から令和8年3月末日までの約1年6か月である。工事に際しては、主に建屋内の工事となるため、騒音や振動など周辺地域への影響はほとんどないと考えているが、施設を稼働しながらの施工となるため、適切な仮設計画と安全管理に十分配慮し、実施するという説明に、委員より、入札者数と落札率についての質疑があり、工事の発注に当たり、前年度にこの入札参加条件に合う事業者に参加意向を確認したところ、業者数は6社あったが、それぞれ業者には得意分野があり、工事の内容によっては得意なところ、手を挙げる方もおられれば、挙げられない方もおられるので、そこには市は関与できない。米田市長からは、今のやり方が一番公平性を欠いてないと思っており、何かを想定すると、やはり不公平が生じるおそれがあるので、市としては、一番公平性があるように発注させていただいているという答弁がありました。

3億7,000万円以上の金額の工事ということで、受注企業から地元の業者に下請できる仕事についての質疑では、工事の詳細については、まだ工程会議等を行っていないが、下請け工事については地元の業者も入れるものと考えているという答弁があり、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第75号、令和6年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、担当課より、今回の補正予算は、歳入、歳出それぞれに99万6,000円を追加し、総額を38億3,719万6,000円とするもので、一般管理費は、加入者情報のお知らせを通知する経費の増額であり、歳入の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、加入者情報のお知らせを通知する経費に対する補助分であるという説明に、委員より、社会保障・税番号制度システム整備事業については賛成できない意見が出され、起立採決により、本案に賛成する委員の起立多数により、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第76号、令和6年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号、令和6年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号、令和6年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第74号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第74号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会で、当委員会に分割付託となりました議案第74号については、9月17日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

こども課関係では、学校施設災害復旧費事業について、委員より、能登半島地震により被害を受けた小中学校について、震度5強の地震であったが、エキスパンションジョイントの破損が多く報告されている。市としてどのように考えているかとの質疑に対し、担当課より、エキスパンションジョイントは、構造物の隙間をつなぐ継ぎ手ということで、今回の破損は機能を発揮したことによるものと捉えている。今回の補正で機能回復を図りたいと答弁がありました。

委員より、被害を受けた建物は、何らかの刺激でモルタルなどが崩落する可能性もある。台風の時期でもあり、早急に実施してほしいとの質疑に対し、担当課より、現状も児童生徒に危険が及ばないような形で対応しているが、予算が認められれば、工事に取りかかりたいと思っていると答弁がありました。

このほかにも質疑はございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第74号については、9月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

商工観光課関係では、担当課より、多様な働き方推進事業は、慢性的な人手不足の状態にある建設業界の機能維持を図るため、デジタル技術を活用して業務効率化や課題解消に取り組む、建設DXの拠点となるセンター機能を、糸魚川テレワークオフィス *thread* に持たせるものである。国の交付金を活用して、必要となる環境整備を行うとともに普及促進を図るため、まず、古い紙データや公共施設の大判図面等を電子化し、オープンデータとして活用する実証を行い、あわせて、現在、本町通りの第二黒姫ビルに設置しているテレワークオフィス *thread* を、旧北越銀行糸魚川支店の一部をお借りして移転・拡張することも検討している。また、任期満了となるテレワークオフィス *thread* のマネージャー1名について、継続して施設運営をお願いするための委託料を追加したいものである。期待できる効果として、生産性の向上や建設業の安定的な業務維持、建設DXの先進モデルの構築と地域全体へのDXの波及、テレワークオフィス *thread* の安定的な業務量の獲得などが見込まれていると説明がありました。

委員より、旧北越銀行が糸魚川支店への移転検討について、家賃はこの予算から支出するのか、それとも *thread* が家賃を支払うのかとの質疑に、担当課より、現在、旧北越銀行糸魚川支店の所有者と交渉中であるが、まだ、家賃等、正確なものについては決定していない。現在、本町通りに設置している *thread* 3の家賃を当初予算で12か月分計上しているため、移転する場合は、そちらを廃止して移転するため、今回の補正予算では家賃は計上していないと答弁がありまし

た。

委員より、株式会社DONUTSが順調に推移しているおかげで、商店街の駐車場がいっぱいになっており、一般の方がなかなか車を止められないと言われているが、その対応について何か考えているかとの質疑に、担当より、t h r e a dのワーカーも、駐車場の確保に苦勞をしている。現状、個人が経営されている月極駐車場等も含めて、ほぼ新しいところはないような状態であり、あのエリア一带では駐車場が不足しているということは認識している。外から商店街エリアをご利用の方については、町なか駐車場や海望公園の駐車場がある。また、このエリアの中では、まだ有効に利用されていない土地があると思っている。民間の皆様には、そういった土地を月極駐車場にして貸し出す等、ビジネスチャンスと捉えていただきたいと思っていると答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、建設課関係では、担当課より、融雪施設修繕事業は、一部の修繕工事について起債が可能なことから、一般財源から財源変更するものであり、河川排水路改修事業は、令和5年10月28日に発生した青海地域高畑地区の河川閉塞による土砂流出の対応として、流下能力不足や水路法線の見直し等を行うため、来年度以降の改修に向けて、実施設計を行いたいものであると説明があり、建設課関係では、特段、質疑はありませんでした。

以上で、議案第74号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第74号については、9月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

市民課関係では、担当課より、2款個人番号カード交付事業は、本年12月2日の健康保険証の廃止により、個人番号カードの申請の増加が見込まれることから、病院、地区公民館等での出張申請を実施し、個人番号カードの申請サポートと健康保険とのひもづけの支援を行うため、追加補正したいものであり、財源は、全額国庫支出金の個人番号カード交付事務費補助金であるという説明に委員より、個人番号カードにひもづけされる今後の国の計画と情報管理についての質疑があり、今のところ、運転免許証の一体化という情報が入ってきている。情報セキュリティについては、国のほうが責任を持ってしっかり対応していただくものと考えているという答弁に、個人番号カード交付事業については賛成できないという意見が出されました。

環境生活課関係では、担当課より、4款斎場管理運営費は、能生火葬場の主燃炉・再燃炉及び炉内台車耐火物などの補修に必要な費用270万円を追加補正したい。能生火葬場は、火葬炉改修の時期や施設の老朽化等から公共施設適正化の考えに沿い、現指定期間が終了する今年度末廃止の方

向で調整を図ってきたが、地域の強い存続要望もあり、再度検討の結果、指定管理を2年間、令和8年度末まで継続することとしている。2年間とした理由は、大規模改修を行わない中で、安全・安心に、さらに5年間施設を運営するのは困難と判断したものであり、2年の間に大規模改修が必要になった場合は、その時点をもって閉鎖したいと考えている。今回の修繕については、2年間の運営継続に欠かせない工事であり、今年度及び来年度の2か年に分けて実施したいと考えているという説明がありました。

委員より、公共施設の今後の更新の在り方についての意見があり、これからの人口減少等に対する施策的には、縮小傾向にいかねばいけないと思っている。地元の皆さんの要望もある中で、市としても公共施設の縮小も考えた上で、でき得る範囲でその2年間をもって地元に対して丁寧に説明を重ね、理解いただくための時間をいただいたと思っているという答弁がありました。

委員より、その後の使い方について、民間から火葬場の利用がなくなれば、そこで動物の火葬場をやりたいという話もあるという意見に、米田市長より、火葬場の終わった後は、行財政運営において厳しい財政の中、市としては、利用するというものは今考えていない。民間の皆様方が利活用したいということで申し入れいただければ、協議をしたいと思うという答弁がありました。

委員より、2年後に地域の方から、どうしても残してほしいと要望があった場合は、また残すのかとの質疑には、米田市長より、2年間は現状のまま進めていくが、それ以降の運営は一切ないと答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛します。

福祉事務所関係では、担当課より、3款生活保護総務諸費は、就労自立給付金等の制度改正に伴い、必要となる生活保護システムの改修委託に係る費用であり、財源として、国の補助金を充当している。

続いて、健康増進課関係では、3款国民健康保険事業特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金は、特別会計への基準内繰出金であり、4款健康診査事業は、後期高齢者の検診受診者増加に伴う健康診査委託料の増額であり、財源は、後期高齢者医療広域連合からの検診事業収入であるという説明があり、福祉事務所関係並びに健康増進課関係とも質疑はありませんでした。

議案第74号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に分割付託となった関係部分の採決は、起立採決を行い、起立多数により、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、議案第74号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

暫時休憩いたします。

〈午前11時38分 休憩〉

〈午前 11 時 39 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいま、何ていうか報告のございました多様な働き方推進事業の内訳をお聞かせいただきました。5款労働費、ページ14、15ページですね。建設DXを今後進めていきたいということなんですが、旧北越ビルの中で、そちらのほうにthreadを移動してやっていきたいってことなんですが、この旧北越ビルの立地もすばらしいしね、建物も何かいいと思うんですけど、これ、どなたの持ち物なんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

委員会の中では、ビルの所有者についての確認というのはございませんで、まだ契約の、まだ途中の段階なので、そこまで詳しい議論はございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

もう完全にビルがあってね、そこをテナントへ移転していくという形というのは分かりやすいですね。けど、まだ所有者もはっきり分かんないし、何の工事で何のための修繕費なのか。契約もできないようなところに、何で修繕費を持ってくるんですか。これどこの会社なんですかね。商店街のほうから連絡来ましたけども、これが海川採取所という会社の何かメインに変わったそうです。聞いたことないですね、海川採取所。これ、笠原建設ですよ。笠原建設の中の笠原社長さんとか鈴木さんの別会社というかね。笠原建設のグループ会社ではないそうであります。松尾さんなら知ってるのかな、これ、能生の企業ですからね。

ただ、あのね、建設会社のビルに対して補助金だとか修繕費を出すんだから、そこら辺をきっちりやってくれないと、結局、また何か特別なルートでもあるんですかって疑われると思うんですよ。でね、議会というところは、やっぱりそういうところを監視して、疑いのないようにしてあげる場所だと思うんですよ。でも割と、全然何にも決まってない段階で、持ち主もはっきりしない状態、委員会でも調べてない。

それから、修繕費に300万ぐらい盛ってありますけど、どこをどういうふうに直すかということについても全然話し合っていないんでしょう。これはだからさ、何も決定してない状態の中に税金

を投入することを認めてほしいと言ってるんですよ。権現荘のときもそうですけどさ、何も設計自体が明確じゃないのに9,000万円の支援金を出すのと同じで、最近、糸魚川市の行政ってそういうずさんな何か予算計上してませんか。委員会では、その辺、問題になりませんでしたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

委員会の中で説明がございましたところをちょっとご説明させていただきたいと思います。

まず、今回の本町通りの第二黒姫ビルに設置してあるテレワークオフィス thread を旧北越銀行糸魚川支店の一部をお借りして、移転拡張するということでもあります。その中に補正予算の要求額についての説明としましては、建設DXセンターの環境整備等に814万円、オープンデータ化のこの実証事業の委託料として400万円、施設運営委託料が200万円であります。そのビル自体の修繕等とかではなくて、その事務所が使われるパーティションみたいな仕切りであるだとか、そういう整備と、あと機械のデータを取り込む機械の購入費であるだとか、そういったの整備に使うものであるというふうに説明がございました。

財源としましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金を採択を受けて補助率2分の1で、そこをやっていくということでありましたので、ちょっと古畑議員のご質問にちょっと該当するかわちょっと自信ありませんけども、委員会の中では、そういった用途として使われるということでもありますので、北越ビルそのものの改修だとか、ものではないというふうな委員会での認識でございます。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

多分、委員会のほうではね、ちゃんと審査していただいていることだと思いますが。

委員長ね、気になるのが、これ補正予算なんですよ。この補正予算が通った後って10月からのスタートになりますよね。だから、総務文教常任委員会の中において工事をやって、thread が移転してくるといって、限られた日数の中でね、ちゃんとそういうことができるのかどうなのか。やっぱりどういうふうに活用されていくのか、どういうふうになるのかというのが想像できない状態の中で予算を投入するということについては慎重に、反対するものではないですよ、反対するものではないですが、今後とも慎重に、その辺については注意深く見てほしいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

今ほど古畑議員からのご指摘のあったとおり、注目されている事業になるかと思ひまして、今回、

委員長報告としてもなるべく詳しく報告さしあげたつもりでございます。しっかり委員会のほうでもその状況を見ていきたいというふうに思いますので、ご了承いただきたいと思います。

以上であります。

○17番（古畑浩一君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第74号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。歳出、2款総務費の個人番号カード交付事業ですが、健康保険証とのひもづけが始まって、トラブルが出ております。今後、様々な事業がひもづけされていく予定になっております。莫大な予算を使い、誰のための事業かが、ますます問われていくことになるのではないかと思います。個人番号カード交付事業には反対でありますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、ちょっと早いですが、暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前 11 時 48 分 休憩〉

〈午後 1 時 00 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 7. 議案第 60 号から同第 70 号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第 7、議案第 60 号から同第 70 号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、決算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

阿部裕和決算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

阿部委員長。〔2 番 阿部裕和君登壇〕

○2 番（阿部裕和君）

これより、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました当委員会に付託となりました議案は、議案第 60 号、令和 5 年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定、議案第 61 号から同第 66 号までの令和 5 年度特別会計歳入歳出決算認定が 6 件、議案第 67 号から同第 70 号までの令和 5 年度企業会計決算認定が 4 件の合計 11 件であります。

去る 9 月 18 日から 9 月 20 日までの 3 日間にわたり、審査を行ってまいりました。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な内容につきまして、ご報告いたします。

委員会における主な質疑として、ジオパルの鉄道ジオラマ修繕や駅北子育て支援複合施設に関連したビル解体工事の設計、市直営による権現荘の日帰り温泉の経費、産科医不在に対する支援など地域医療の課題、糸魚川駅南側の液状化及び周辺整備について、また、部長制を取る市の組織体制についてなど、多くの質疑が交わされておりますが、委員会としての集約事項はありません。

しかしながら、行政に対しては、委員会での意見や指摘を受けた事業については、目的や手法について改めて確認を行い、費用対効果や事業成果を整理し、新年度予算に反映させるよう強く求めます。

最後に、3 日間にわたる委員会でありましたが、委員各位並びに行政担当各位より、議事進行に多大なるご協力をいただき、長時間にわたる熱心な審査の上、決算審査を終了することができましたことを副委員長と共に感謝し、御礼を申し上げます。

以上で、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

議案60号、令和5年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行わせていただきます。

討論に入る前に、決算審査の意義について、一言申し上げます。

予算と決算は表裏一体のものであり、予算が本来の目的を達成できたか、不備なく予算執行されたかを審査し、行政執行の是非を問い、もって来年度の予算編成に反映させていく、行政監視を旨とする議会において重要なものであります。

しかるに、もう終わったことだ。今さら言ってもしょうがないなど、決算審査に消極的な議員や人の意見を面倒くさそうに聞いている議員が見受けられ、大変遺憾に感じるものであります。もっと決算を認定する責任を自覚し、議員としての責務を全うしてほしいと願うものであります。

それでは反対討論を行います。

2款総務費、行政改革推進事業では、合併時の人口5万人規模から4万人を割り込んだ今、もっと行財政改革を推進し、スリム化を進めていくべきであります。一例を挙げれば、現在の部長制は廃止すべきであります。

市長は、これまでも必要論を唱えますが、任期1年の現行の部長に何の意味があるのでしょうか。現在、部長に就任している方々はいずれも優秀な方であり、課長のまま陣頭指揮を振るってくれたほうが、有効にその専門知識や経験に基づいた手腕を振るってくれたと思います。部長制の年収約1,000万円以上、3人で3,000万以上の人件費の削減にもつながります。本年度で、3人そろって退職を迎えようとする今、部長職を廃止するチャンスと捉えるものであります。ぜひ行財政改革を断行していただきたいと思えます。

次に、電子地域通貨事業、翠ペイであります。今現在、参加企業346社、加入者1,472人、これは少な過ぎであります。地域通貨の用を成しておりません。なぜ増加しないのかにつきましては、委員会でもるる申し上げましたが、事業計画そのものに問題があると言わざるを得ません。

また、今度、行政ポイントを付加していくとのことのお答えでございますが、翠ペイを持っていない人

との不公平感が生じます。いま一度、見直すべきではないでしょうか。

3款民生費、保育士支援事業では、これまでも正規職員と会計年度任用職員の賃金格差を指摘してまいりましたが、38歳比較で、正規職員が29万5,300円、会計年度任用職員が18万6,900円と、その差は10万8,400円であります。会計年度任用職員の皆様は、国家資格である保育士の資格を有し、実務においても正職員と同等であり、保育士不足を叫ばれている現状の中、賃金格差を是正し、同一労働、同一賃金を図るべきだと考えます。

地域医療事業では、医療人材確保事業、市内産婦人科確保対策事業、能生国保診療所、それから民間開業医の経営安定化を図るとともに、人材確保にさらなる支援を行い、危機的状況にある地域医療の存続に傾注すべきと考えます。

4款商工費、柵口温泉権現荘管理運営事業では、市直営から指定管理に移行し、再び市直営に戻したものの、立ち行かず民間譲渡となりましたが、この間、4億円のリニューアルをするも、当初見込んだ黒字とはならず、特命随意契約で株式会社能生町観光物産センターマリンドリームを指定管理者にしたにもかかわらず、多大な赤字計上となり、6年で指定管理者を返上、この間、数億円もの赤字計上を計上し、元支配人によるずさんな経営実態等もありました。経営者、市長としての経営責任を問うものであります。

また、民間移譲に関しては、無償譲渡ということでしたが、逆に9,000万円をも支援金として渡す契約の相手方は、北海道厚沢部町で道の駅を指定管理者で指定する社団法人アッサン、資本金200万で2年連続赤字。3億円の改修工事を行うとのことだが、改修設計図、施工会社も明らかにせず、運営計画も周辺開発計画も明確になっておりません。グループ会社より融資を受けて行うとする企画提案書も非公開であり、契約書にもスポンサー企業の名称は出てきていません。こうした経験のある権現荘民間移譲に対して、極めて曖昧なまま決着を見ることに対して断固反対するものであります。

6款、都市計画総務諸費において、駅周辺整備計画の遅れが甚だしく、駅北大火による影響があったとしても、計画の青写真もなく、3億円で購入したJR寮の跡地もそのまま、計画すら上がってきません。駅南通りの街路樹も立ち枯れたまんまで長年放置され、行政のやる気のなさの象徴と言えます。

また、コンパクトシティへの取組も中途半端であり、疲弊する中山間地をどう対応していくのか。まさに無計画の極みだと思います。早急なる計画策定と取組を要望するものであります。

10款いじめ・不登校対策事業では、様々な事業に取り組んでおりますが、その数は減るどころか増加の一途をたどり、不登校の原因についても明確になっておりません。また、いじめについても複雑化しており、IT化、SNSの進化により、従来の考え方では対応・対処できない状況となっております。新たな取組や情報リテラシーの推進など、積極的に行っていただきたいと考えます。

次に、部活動指導者配置事業は、国の方針や教師の働き方改革によって中学校の部活を社会体育に移行させるものでありますが、教育現場も社会教育現場も受入れ体制が明確になっておらず、様々な問題が生じております。混乱が生じるのはしょうがないとはいえ、かわいそうなのは子供たちやその保護者であると考えます。運動部、文化部、それぞれに情熱を持って取り組めるよう、整備するものをちゃんと整備していただけるよう望むものであります。

次に、図書館費、歴史民俗資料館管理運営事業につきましては、ともに築45年以上経過し、老

築化とともに来館者も年々減少しており、図書館では利用者が何度もエレベーターに閉じ込められるという事故も発生しております。各種イベントや企画展をするなど努力はされておりますが、平常時の来館増加には至っておりません。駅北子育て支援複合施設に15億円の巨費を投じるよりも、先にこうした施設の利用、新築などを再考すべきと考えます。

以上で反対討論を終わりますが、阿部委員長、保坂副委員長の今回の委員会運営は、お見事でありました。4日目の予備日も使うことなく、見事に審議を終えてみせたのは、大したものだと、この場を借りて、感想を述べさせていただきます。

また、議会選出の監査委員の加藤議員におかれましては、監査委員という職務上、メンバーには確かに、委員会のメンバーには確かなれませんが、1回も顔を出さないというのは甚だ無責任ではありませんか。やはり監査委員たるもの、どんな意見が出るのかをその目で、その耳で聞いて、しっかりとこれからの監査業務のほうに当たっていただきたい、これは切に望むものであります。

以上で、討論を終了いたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第60号、令和5年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算について、主な事業について、意見を加えて賛成討論を行います。

2款総務費では、電子地域通貨事業5,300万円が、2,180万円の執行でした。市内経済の活性化を目的としておりますが、子供から高齢者まで広く活用できる行政ポイントの創設をして、利用度を広げてほしいと思っております。

次世代モビリティ等実証事業305万円が、20万円の執行でした。グリーンスローモビリティについて高齢者の買物や通院、そして町なかを周遊する企画で実証実験があってもよいと考えております。

3款民生費では、認知症予防補聴器購入助成事業40万円は、28万円の執行でありました。この事業は平成25年12月定例会一般質問で、障害者手帳を持たない方に高額補聴器の購入補助を求めた経緯があり、画期的な事業と思っております。今後も丁寧な周知をお願いしたいと思います。

子ども誕生お祝い事業883万円は1,046万円の執行でした。通常の出生届出時に2万4,000円の市内共通商品券の贈呈に加えて、糸魚川総合病院で産科が復活するまでの間、分娩する方に5万円加算されたもので、糸魚川市の誠意を感じる事業でありました。

駅北子育て支援複合施設整備事業9,463万円は、9,168万円の執行でした。施設整備のための用地購入費、移転補償料、既存建物の解体設計委託料でありました。この事業は、駅北まちづくり戦略にあるとおり、子育て支援を中心とした機能を備えたにぎわいの拠点であります。子供たちを取り巻く環境は、少子化はもちろんでありますが、天候や気候に関係なく思い切り遊べる空間の提供、近所にお友達がいない場合でも、知らないお友達と遊べる空間の提供、発達障害等を専門

家が観察できる空間の提供、市内にとどまらず、市外の方たちの利用により、子育てについての情報交換等ができる空間の提供として期待しているところでもあります。

また、にぎわいの拠点ではあっても、行政施設は民業圧迫してはならないとする、長年にわたり議会からの指摘があることを踏まえて、計画の段階で商業施設にしておりません。商業的なにぎわいについては、地元の商店をはじめとした民間力によるアイデアで新しいビジネスの展開を期待しているところでもあります。

今年、糸魚川市は消滅可能性自治体となり、人口に見合ったまちづくりとして、コンパクトシティ化の推進が必要となっております。具体的には、新幹線の糸魚川駅を中心とした、通勤・通学圏内の長野、富山、石川からの移住・定住促進策、また、学校、病院、スーパー等の生活に根差した公共施設や商業施設の部分的集約化、能登半島地震における土砂崩れ、津波、液状化等を踏まえた防災公園の構築と避難道の確立、利便性の向上のための選択と集中を行う必要があります。

さらに、駅北ばかりではなく、駅南においても、令和5年度の一般会計予算の賛成討論で述べたとおり、空き家対策を含めた糸魚川駅の南側への居住誘導整備計画をつくり、若者向けのマンション誘致の検討を行うべきであると思っております。

また、能登半島地震で判明した中央区の液状化対策を盛り込んだ土地改良について、地域住民と行政が一緒になって駅南の将来構想を練っていくべきと考えております。

出産子育て応援事業1,800万円は、1,554万円の執行でありました。妊娠時に5万円、出産時に5万円を給付するもので、公明党が強く推進してきた事業であり、ほぼ予算どおりで納得をしているところでもあります。

4款衛生費では、妊産婦支援事業2,509万円は、2,108万円の執行でありました。妊産婦の無償化と出産時のタクシー費用と宿泊費用の助成は画期的なものだったと考えております。

産後ケア事業83万円は、47万円の執行でありました。助産師の訪問型に加えて、通所型、宿泊型を実施したことは、とてもよい取組であったと考えております。

医療人材確保対策事業1億1,653万円は、1億3,820万円の執行でありました。現行の医師修学資金貸与制度を継続しながら、今後、市内の子供たちが医師を目指す環境整備を真剣に考えるタイミングであり、家庭の事情に関係なく、思い切り学べる制度を期待していたところ、小中高生への出前講座や各種体験事業の実施、看護師の再就業支援のための奨励金の新設等、よい取組が行われ、当初の目的にかなっていると考えております。

市内産婦人科確保対策事業2,467万円は、1,728万円の執行でありました。産科医療支援補助金の新設は、緊急的な対策費と受け止めております。

こども医療費助成事業1億1,047万円は、1億5,894万円の執行でした。高校卒業まで、入院・通院完全無償化となる画期的な取組であり、米田市長の英断を評価しております。

5款労働費では、外国人材雇用支援事業120万円は、75万円の執行でありました。市内の人手不足は緊急的な課題であり、雇用組合に対して、タイムリーな支援かと思っております。

6款農林水産業費では、水産資源活用産学官連携推進事業100万円は、100万円の執行でありました。この事業は、海洋高校への催事等での旅費の支援などでありました。今後は、上越漁業と道の駅マリンドリーム能生と行政が三位一体となって、学びと修了のデュアルシステムを大きく発展させ、海洋高校の生徒さんが糸魚川市で働きたくなるビジネススタイルの構築を期待してござ

す。

7款商工費では、柵口温泉権現荘管理運営事業5,180万円は、4,364万円の執行のうち、一般財源の支出は3,222万円でありました。市直営の日帰り温泉を運営すると、1年間に3,200万円前後の赤字が出ることとなります。今回の譲渡のポイントは、赤字解消と地域ニーズである日帰り温泉と宿泊を行うことでもあります。

そこで、譲渡先とは10年間の日帰りと宿泊の営業を約束しており、また、古畑議員から数回ご指摘・ご質問があった9,000万円の扱いについては、令和6年8月28日に結ばれた市有財産譲与等仮契約書の第5条に、事業運営資金を事業運営支援補助金として支出することとしております。これにより、エアコンと外壁と屋根の改修に使用した分について、補助金として支払う方針となりましたので、無償譲渡を速やかに行い、今後も続く糸魚川市の財政管理や財産処分について、行政改革のモデル事業となることを期待しております。

以上で、議案第60号、糸魚川市一般会計歳入歳出決算の賛成討論を終わります。

議員各位におかれましては、認定に賛成していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第60号、令和5年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

2款総務費の個人番号カード交付事業は、国民総背番号制度を軌道に乗せる第一歩ですが、様々なシステムと接続し、国と地方を接続させていくものであります。社会保障情報、税金、戸籍、旅券、自治体検診、医療情報、預貯金口座、免許証等、膨大な情報を接続させることになれば、個人情報流出の損害は甚大なものになるおそれがありますし、将来、公的な情報を民間に活用させようという思惑があることが明らかであります。個人情報が集まれば集まるほど攻撃されやすくなり、様々な機関がデータにアクセスできるようになればなるほど、情報漏えい、流出機会が増加します。日本では、警察が本人の同意や令状なしに個人情報を入手できるようになります。メリットが少なく、莫大な費用だけがかかるものであり、行政の個人情報保護の点で疑念が拭えないものであります。関連するマイナンバーカードを活用した住民票等コンビニ交付事業も同様であります。メリットもありますが、リスクもあり、賛成できません。

4款衛生費では、乳幼児健やか事業のフッ素洗口も論争中のものを持ち込むことには反対であります。歯磨き習慣をきちんと身につけることが大事だと思います。

7款商工費では、市の所有するシーサイドバレースキー場とシャルマン火打スキー場に対する抜本的対策が講じられているとは言い難いと考えます。地球温暖化の影響は、自助努力で解決できる問題ではありません。2つのスキー場にかかる事業費が、今後さらに増えていく可能性が高いと思いますが、事業費の上限を設ける等の抜本的対策を考えているとは思えません。この会計年度で意見を言っております。先を見据えた取組がなされているとは言い難いと考えます。

管理運営事業費は、合併直後の2006年度（平成18年度）ですが、シーサイドバレースキー場が約1,100万円、シャルマン火打スキー場はグリーンメッセ能生を除いて約5,000万円で、合計約6,100万円、それから17年たった令和5年度決算では、シーサイドバレー8,800万円、シャルマン1億500万円、2つのスキー場を合わせて約1億9,000万円になっております。年度によって増減はありますが、約3倍に増えております。地球温暖化は止まりません。スキー場の経営が年々厳しくなっているのは、分かっていることでもあります。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと言ってきましたが、取組姿勢に変化が見えるけれども、まだそのような取組にはなっていないというのが現状だと言わざるを得ません。

以上の理由から、本案に反対するものであります。

次に、令和5年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてであります。令和5年5月分から令和9年4月分まで、5年かけて使用料値上げを行う初年度の決算であります。下水道と集落排水の平均改定率は4.0%、浄化槽事業の平均改定率は7.3%とのことであります。値上げの負担を急激に増やさないよう、段階的に増やしていく配慮がなされております。

けれども年金の切下げや新型コロナウイルス感染症による経済的打撃がまだ続いている状況下では、厳しいものがあると思いますので、賛成できないとの態度を取らせていただいた初年度の決算です。予算時と同様の理由で賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第60号、令和5年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率の算定結果については、いずれも早期健全化基準を下回り、クリアされていることはよいことだと思います。ただ、実感として受け止められないように感じるのはなぜなのか、疑問も残ります。

また、経常収支比率の推移として、令和4年度94.7%、令和5年度は96.5%となっており、1.8ポイント上がっていて、自由に使えるお金が少なく、窮屈な財政事情となっており、新しいことができない現状はすぐには改善困難と思われれます。

今後、特に議論が必要と思われるのは、7款商工費のシーサイドバレースキー場とシャルマン火打スキー場で、合計約1億9,300万円が計上されています。温暖化による雪不足や最盛期からのスキー人口の大幅な減少、エネルギー価格の高騰等により厳しい経営環境にあります。昨年9月8日に建設産業常任委員会の提出資料で示された糸魚川市スキー場管理活用等調査業務委託の結果については、両スキー場ともに、市から指定管理料がなければ大幅な赤字であることや、両スキ

一場の指定管理期間が満了となる令和7年度中に方針を固めるとあります。市民の冬のスポーツとしての健康増進や体育の向上、地域の雇用維持の必要性があることから、冬季以外のグリーンシーズンを通じて、新たな顧客や収益機会の確保に向けて検討する余地は十分あると思いますので、他市などの先行事例を参考に考えてほしいことをお願いしまして、討論を終了いたします。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号、令和5年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第61号、令和5年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第62号、令和5年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第63号、令和5年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第64号、令和5年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第65号、令和5年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第66号、令和5年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号、令和5年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第68号、令和5年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第69号、令和5年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第70号、令和5年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、認定及び可決であります。

本案は、原案のとおり認定及び可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

日程第8．議員派遣について

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

10月17日に開催予定の糸魚川・大町二市議会議員連絡協議会、11月8日に開催予定の糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会、11月14日に開催予定の糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、11月15日に開催予定の上越三市議会議員合同研修会及び11月29日に開催予定の市議会議員研修会に、会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、この取扱いを議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

なお、詳細につきましては、後日、通知いたします。

日程第9．閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和6年第3回市議会定例会閉会に当たりまして、お礼を兼ねて、ご報告申し上げます。

去る9月2日から本日までの長期間にわたり、条例改正や決算認定など、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点について、ご報告申し上げます。

最初に、大雨による被害状況について、ご報告申し上げます。

9月19日、市内では一の宮で午前5時から6時までの時間雨量が50ミリを観測するなど大雨となり、大雨・洪水警報が発表されました。

市内の被害状況につきましては、人的被害はなく、建物被害といたしまして床下浸水が4棟、アンダーパスや道路の冠水による自動車の被害が2件、市の施設では、糸魚川中学校における敷地のり面崩落や農林道の土砂流出の災害などを確認いたしております。

また、21日からの3連休の中で大雨について、22日に大雨警報が発表され、情報収集、警戒パトロールを行いました。被害等は確認されておりません。

なお、当面の応急復旧は、既決の予算内で対応予定をいたしておりますが、状況によりましては予算措置が必要となることも想定されますので、ご承知おき願いたいと存じます。この先も、新たな台風や大雨などの気象状況を注視し、警戒に努めてまいります。

2点目につきましては、新潟焼山火山災害対応訓練について、ご報告申し上げます。

登山者3名の貴い命が犠牲となった蒸気噴火から50年の節目の年を迎え、10月26日、土曜日、上早川地区において、地域住民の火山災害に対する防災意識の向上を目的に火山災害対応訓練を実施いたします。現在、火山活動は静穏に推移いたしておりますが、引き続き関係機関と連携し、

火山災害対応に万全を期してまいります。

3点目に、「カチューシャの唄」知音都市交流35周年記念事業について、ご報告申し上げます。

平成元年に始まった知音都市交流が、今年で35周年を迎えることから、10月26日、土曜日、ビーチホールまがたまを会場に記念祭が行われます。島村抱月の出身地である島根県浜田市が提唱し、中山晋平の出身地、長野県中野市と、松井須磨子の出身地、長野県長野市と、そして、相馬御風の出身地である当市の4市が、カチューシャの唄を縁に、市民レベルで交流を重ねてきたものでございます。

当日は、記念式典の後に中山晋平の顕彰映画「シンペイ～歌こそすべて～」の、この上映を行いますし、また、映画監督とこの主演俳優によりトークショーが予定されておりまして、映画には、相馬御風も登場するとお聞きしておりますので、今後もこのご縁を大切に、4市の絆を深めてまいります。

最後に、第39回雪シンポジウム in 糸魚川の開催について、ご報告申し上げます。

過去の雪崩災害から自然の脅威を学び、雪と共存するまちづくりについて考えるシンポジウムを10月30日、水曜日と31日、木曜日に開催いたします。当市での開催は2回目となるシンポジウムでございまして、30日は、プロアドベンチャーレーサーの田中陽希さんの基調講演や雪と自然に関するリレートークを行い、31日は、柵口の雪崩資料館などの見学会を行います。この機会にご参加いただきますようお願い申し上げます。

以上、4点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和6年12月市議会定例会の招集を12月2日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これもちまして、令和6年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後1時45分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員